

京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月17日

京都市教育委員会
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第5号

京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「区分する」を「区分し、その期間は次のとおりとする」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「(園長を除く。第3条第2項、第3項及び第4項、第10条の2、第14条、第15条の2、第17条、第18条、第19条の2並びに第20条において同じ。)」,「京都市教育委員会(以下「」及び「」という。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項の規定により学期を区分しないこととしたときは、この限りでない。

第3条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「除く。」の右に「以下」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、校長(園長を除く。以下この項及び次項、次条第3項、第10条の2、第14条、第15条の2、第17条、第18条、第19条の2並びに第20条において同じ。)は、学校運営上特に必要があるときは、京都市教育委員会(以下「教育委員会」という。)と協議のうえ、学期を区分しないことができる。この場合において、校長は、教育委員会との協議が整ってから当該学期が始まるまでの間に、学期を区分しない旨を教育委員会に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)